

2014年6月22日

区市アーチェリー協会(連盟)会員 各位

東京都アーチェリー協会  
理事長 近藤 均

### 都立公園アーチェリー場の安全基準について

日頃より、当協会の運営にご協力いただき感謝申し上げます。あわせて、各区市での普及活動及び選手強化の場面での献身的なご努力に対し、衷心より御礼申し上げます。

さて、首記の射場につきましては、日常の練習場として、あるいは公認試合の会場としても、皆様にとって大変馴染みの深い『場』であり、貴重な鍛錬の『場』でもあると思います。

こうした中、小金井・光が丘の射場の設備や安全施設(防矢ネット等)、周辺環境の違いにより、各射場の個人利用時の認定基準の点数が異なっていることはお気づきのことと思います。このことは、それぞれの射場の指導員が経験上編み出した基準点であり、いわば内部規律として、都ア協も追認しているところです。

両公園の射場を利用しようとするアーチャーにとっては、それぞれの会場で認定証を受領しなければならないという手間が生じておりますが、安全の確保を最優先にお考えいただき、各射場の認定制度の遵守にご協力方ください。また、各射場の指定管理者の係員に対しても、アーチャーの技量が一目瞭然で判断可能なのが、認定証であり、係員の恣意的な判断の入り込む余地がなくなる利点も考えられます。

当協会にとって「安全」は最も優先すべき規律であり、どんな小さな事故も防ぐことが義務であると考えております。このことは、ことあるごとに各位にも直接お伝えし、文書にても所属組織を通じて通達等を繰り返しているところです。そして、各区市及び高体連の組織内でも、自主的に研修及び周知活動に尽くされているところです。

アーチェリーに限らず、スポーツはルールの中で競うからこそ、競技者の権利が守られ、その先の達成感を感じることができるのです。今回の安全基準はいわゆるローカルなルールではありますが、当協会の傘下の協会(連盟)・学校に所属する会員・選手のすべてが守るべき規範と考えます。どうか、制度の趣旨に立ち返っていただき、楽しくかつ有意義な射が末永く継続いただけますよう、祈念します。

☆各公園のホームページには、個人利用に際しては安全のための「認定制度」があることが明示されています。

以上